

小林市 放課後児童クラブのご案内

小林市健康福祉部こども課

小林市細野 300 番地

電話：0984-23-1278 FAX：0984-24-5063

令和8年度版

放課後児童クラブについて

1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ（以下「クラブ」）は、就労や就学、病気、家族の介護等により、保護者が昼間家庭にいない小学校に通う児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

2 対象児童

小林市内の小学校に通う1年生から6年生までの児童

3 開設時間

- ◆平日（学校の授業のある日）…………… 下校時から午後6時まで
- ◆土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日 …… 午前8時から午後6時まで

4 休業日

- ◆日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日およびその振替休日
- ◆年末年始（12月29日から1月3日まで）

※その他、台風等の災害や、感染症の集団感染等により、休業することがあります。

※クラブによっては、年間の計画において上記以外に「閉所日」を設けているクラブがあります。

6 利用内容について

利用の種類として、次の2通りがあります。

- A. 通常利用 … 通年（4月～3月）の利用で、長期休業期間も含みます。
- B. 長期休業期間のみの利用（平日や学校行事の振替休日、臨時的な休校日は利用できません）

※長期休業期間とは、春休み（4月1日～始業式・入学式前日）、夏休み、秋休み、冬休み、学年末休み（終業式・卒業式翌日～3月31日）を言います。

※「A. 通常利用」を優先して入会審査を行います。

5 利用料について

利用日数にかかわらず、児童1人につき下記のとおりとします。

- ◆保護者負担金：月額3,000円
- ◆保護者会費：月額2,500円程度（おやつ代等）
- ◆傷害保険料：年額1,500円程度

※保護者負担金を除く料金（保護者会費、傷害保険料）については、各クラブによって異なります。

その他、平日の送迎支援（学校→クラブ）を実施しているクラブにおいて、送迎支援を利用される場合は別途送迎代がかかります。詳細は、各クラブへお問い合わせください。

※令和8年度保護者負担金の減免制度について

- ・対象者は利用開始時点で、次のいずれかに該当する世帯です。
①生活保護を受けている ②児童扶養手当を受給している ③教育委員会から就学援助費を受けている
- ・減免を希望される世帯は、事前に申請が必要です（毎年度、申請が必要です）。
- ・「小林市放課後児童健全育成事業等減免申請書」を提出してください。申請書は、各クラブ、こども課、もしくは市ホームページからダウンロードできます。
- ・減免の対象期間は、毎年度 4月から 3月までです。年度途中の申請にあたっては、申請月もしくは対象者要件に該当した月からとなります。
- ・4月からの減免の審査結果は、5月中に決定し、文書にて通知します。
4月分の負担金は一度納めていただき、減免が決定した場合は、後日、4月分を返還させていただくことになりますのでご了承ください。

入会申請について

7 入会申請に係る提出書類

下記を一式揃えて第1希望のクラブに直接ご提出ください。

- | | |
|--|--|
| ①放課後児童クラブ入会申請書（兼登録児童台帳）
②誓約書
③各種証明書及び申立書 <ul style="list-style-type: none">・就労証明書兼自営業申立書・求職活動申立書（※添付書類あり）・入会要件申立書（※添付書類あり） | } ※①②は児童1人につき1枚
} ※③は保護者1人につき、いずれか1枚を提出
兄弟姉妹で入会を希望される場合、各種証明書及び申立書は1部で構いません。 |
| ④小林市放課後児童健全育成事業等保護者負担金減免申請書 ※④は該当者のみ | |

※提出書類が揃い次第、入会審査を行います。①～③が揃っていない場合は受付できませんので、ご注意ください。

※①～④の申請書等は、各クラブ、本庁こども課、須木及び野尻庁舎住民生活課の窓口で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

8 受付期間について

＜令和8年度入会申請一斉受付＞ ※先着順ではありません

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの入会申請について、下記のとおり一斉受付を行います。

- | | |
|--|--|
| ●受付期間：令和8年1月19日（月）から2月6日（金）まで（日曜を除く。） | |
| ●提出場所： <u>第1希望クラブ</u> ※「南まちこどもクラブ」を第1希望の場合は、こども課に提出ください。 | |

※P.5放課後児童クラブ一覧表をご確認ください。

※申請は年度毎に行う必要がありますので、現在入会中の方も申請が必要です。令和8年4月からの利用は審査によって決定します。希望者が多く、第1希望のクラブに入会できないこともありますのでご了承ください。

※受付期間内に提出のあった入会申請から、優先して入会審査を行います。

<上記以外（年度途中）の入会申請受付>

上記の受付期間以外で入会申請を希望される方は、下記のとおり受付を行っております。入会決定については、申請内容及びクラブの状況等を踏まえて入会審査を行います。

- 受付期間：入会希望日の約2週間前から
- 提出場所：入会希望クラブ もしくは こども課

9 入会審査について

- ◆申請者数がクラブの定員を超える場合、審査結果・クラブの状況等を総合的に判断のうえ、入会者を決定します。審査結果は、「入会決定」または「入会待機」のいずれかになります。結果の通知は、全て文書にて行います。
- ◆第1希望での審査において入会ができなかった場合は、自動的に第2希望への入会審査となります。第2希望までの審査において入会できなかった場合、申請書の選択（他クラブへの入会、待機登録、申請取下げ）に沿って処理を行います。
- ◆入会審査では、児童の学年も審査対象となります。そのため、弟妹だけが入会決定し、兄姉が入会待機となることがあります。（希望がない限り、別々のクラブへ入会することはありません。）
- ◆入会待機となった方については、クラブの定員に空きが生じましたら、順に入会のご案内をします。案内の順番は、クラブの空きが生じた時点で、待機登録されている児童において再度入会審査を行い決定します。

※令和8年度入会申請一斉受付の審査結果の発送予定日は、3月上旬です。

※入会決定後に辞退する場合（転勤や移住などで小林市を転出することになった世帯や、新年度はクラブを利用しないことにした場合）は、入会決定のあったクラブに申し出てください。

その他

10 退会・休会

クラブを退会、一時的に利用を休止したいときは、事前に退会届、休会届の提出が必要となります。退会や休会が認められた場合には、在籍日数に応じて保護者負担金を減額します。

負担金の計算については、市の条例に基づき、在籍日数が月の3分の1未満は1,000円、3分の1以上3分の2未満は2,000円、3分の2以上は3,000円となります。

※日割りは行っておりません。

※休会が認められる期間は、おおむね1か月です。

11 入会解除・入会決定取り消し・入会審査保留

重 要

次のような場合は、入会を解除、入会決定の取り消し、または入会審査を保留とすることがありますので、ご了承ください。

- ・署名・提出した誓約書に記載のある内容に反した行為があった場合
- ・各種証明書及び申立書の期限がきたまま更新分の書類の提出がない場合
- ・クラブ内の秩序を乱したり、クラブ職員への暴力・暴言・威圧的な言動があった場合
- ・無断で長期間の欠席があった場合
- ・育児休業や退職等により保護者が勤務をしない状態となった場合

※出産につきましては、産後2か月を過ぎた月末までは預けることができます。

例）6月10日に出産 → 8月31日まで預けることができます（8月31日入会解除）。

12 学校（学年・学級）閉鎖等の対応について

学校（学年・学級）が閉鎖した場合、放課後児童クラブは利用できません（閉所となります）。

下校時刻が繰り上がった場合（災害等緊急時を含む）についても、原則、下校後の放課後児童クラブの利用はできません。

令和8年度放課後児童クラブ一覧表

放課後児童クラブ	主な対応 小学校区	場所	運営法人	連絡先	送迎 支援
小林小放課後児童クラブ	小林	小林小学校敷地内専用施設	特非) 小林子育て支援協会	23-5083	
南小放課後児童クラブ	南	南保育園内	社福) 銀杏の会	22-6221	
細野小放課後児童クラブ	細野	細野小学校余裕教室	特非) みらい	23-7234	
こばと放課後児童クラブ	小林・南	認定こども園こばと保育園内	社福) こばと福祉会	22-6692	○ 条件あり
三松小放課後児童クラブ	三松	三松小学校敷地内専用施設	特非) 小林子育て支援協会	23-8731	
野尻放課後児童クラブ	野尻	野尻小学校前専用施設	特非) 開拓舎	44-3636	
東方放課後児童クラブ	東方	東方保育園内	社福) 净信会	22-3761	
西小林放課後児童クラブ	西小林	認定こども園西小林保育園内	社福) 勝正会	27-1647	
紙屋小放課後児童クラブ	紙屋	紙屋小学校余裕教室	特非) 開拓舎	46-1888	
栗須小放課後児童クラブ	栗須	栗須小学校余裕教室	特非) 開拓舎	44-3385	
三松小第2放課後児童クラブ	三松	農村環境改善センター研修室	特非) 小林子育て支援協会	23-0755	
大塚原放課後児童クラブ	野尻・ 栗須	大塚原認定こども園敷地内	社福) こばと福祉会	44-0700	○
三松小第3放課後児童クラブ	三松	農村環境改善センター和室	特非) 小林子育て支援協会	23-0755	
キッズサポートルーム HUG 上ノ馬場	小林	二口小児科医院跡 (真方 212 番地)	一社) H U G	080- 9106-7767	○ 条件あり
みまつ放課後児童クラブ	三松	認定こども園みまつ内	社福) 净信会	22-4446	
のじりこども園放課後児童クラブ	野尻	認定のじりこども園内	社福) 洗心会	44-1138	
こばかん児童クラブ	小林・南・ 細野	小林看護医療専門学校内	学) 宮崎総合学院	27-3010	○ 条件あり
小林カトリック幼稚園放課後児童クラブ	小林・南	小林カトリック幼稚園内	学) 宮崎カトリック学園	22-2756	
みまつこどもクラブ	三松	民家(堤 3505 番地 1)	一社) みなみ	080- 1457-1123	
南まちこどもクラブ★	小林・南	民家 (細野 1163 番地 16)	一社) みなみ	080- 1457-1123	
太陽の子児童クラブ★	三松	認定こども園太陽の子幼稚園内	学) 久留学園	23-9293	○
日章こどもクラブ★	小林・南・ 細野	認定こども園日章内	社福) 日章福祉会	22-6043	○

★:令和8年年度新規開設予定 特非:特定非営利活動法人 社福:社会福祉法人 一社:一般社団法人 学:学校法人

※「緑ヶ丘放課後児童クラブ」は令和8年3月31日をもって閉所となります。

※見学や送迎支援(条件・利用料)、休業日(P.1 参照)以外に「閉所日」を設けているクラブがありますので、直接、各クラブにお問い合わせください。

【提出書類確認表】 ※ 保護者が確認用に使用してください。

- 入会申請書 ※児童1人につき1枚
- 誓約書 ※児童1人につき1枚
- 各種証明書及び申立書 ※保護者1人につきいずれか1枚
 - ・就労証明書兼自営業申立書
 - ・求職活動申立書（添付書類が必須）
 - ・入会要件申立書（添付書類が必須）
- 小林市放課後児童健全育成事業等保護者負担金減免申請書 ※該当者のみ